

<新旧対照表>

北海道市町村職員退職手当組合市町村負担金等に関する条例（昭和５７年条例第５号）の一部を改正する条例

新	旧
第１条 略 （普通負担金） 第２条 組合市町村は、毎月職員（北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和５７年条例第２号。以下「退職手当条例」という。）第２条第１項に規定する職員及び同条第２項に規定する者をいう。以下同じ。）に支給すべき給料月額（退職手当条例第３条第１項に規定する給料月額とする。ただし、組合市町村の給与に関する条例により一定の期間又は当分の間の措置として一部又は全部の職員に給料月額を減額して支給する場合において、職員が退職するときは減額される前の給料月額に復することとされる場合にあつては、減額されない給料月額とする。以下同じ。）の総額（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第５５条の２第１項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に勤務を要しない職員の給料月額を除く。）に、組合の議会の議決した率（以下「負担率」という。）を乗じて得た額を負担金（以下「普通負担金」という。）として組合に納付しなければならない。 ２ 略 ３ <u>第１項に規定する毎月職員に支給すべき給料月額に誤りがあったことにより、既に納付済みの普通負担金に係る当該月額が減額となる場合については、異動のあった日の属する月から５年以内に限り、その差額分を返還（還付又は充当）する。</u> （追加負担金） 第３条 組合市町村は、職員が次の表の左欄に掲げる規定に該当する退職（地方公務員法第２８条の６第１項の規定により退職した者（同法第２８条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者、傷病により退職した者、死亡により退職した者、定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者、退職手当条例（以下この条において「条例」という。）第２条第２項に規定する職員で任期を終えて退職した者又はそ	第１条 略 （普通負担金） 第２条 組合市町村は、毎月職員（北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和５７年条例第２号。以下「退職手当条例」という。）第２条第１項に規定する職員及び第２項に規定する者をいう。以下同じ。）に支給すべき給料月額（退職手当条例第３条第１項に規定する給料月額とする。ただし、組合市町村の給与に関する条例により一定の期間又は当分の間の措置として一部又は全部の職員に給料月額を減額して支給する場合において、職員が退職するときは減額される前の給料月額に復することとされる場合にあつては、減額されない給料月額とする。以下同じ。）の総額（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第５５条の２第１項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に勤務を要しない職員の給料月額を除く。）に、組合の議会の議決した率（以下「負担率」という。）を乗じて得た額を負担金（以下「普通負担金」という。）として組合に納付しなければならない。 ２ 略 （追加負担金） 第３条 組合市町村は、職員が次の表の左欄に掲げる規定に該当する退職をし、当該退職に係る退職手当の基本額を支給されたときは、その額とその者が当該規定に対応する右欄に掲げる規定に該当する退職とみなした場合における当該退職手当の基本額に相当する額との差額及び退職手当条例第６条の４の規定による退職手当の調整額に相当する額を追加負担金として組合に納付しなければならない。

<新旧対照表>

新			旧																																						
<u>の者の都合により退職した者を除く。)</u> をし、 <u>当該退職に係る退職手当の基本額を支給されたときは、その額とその者が当該規定に対応する右欄に掲げる規定に該当する退職とみなした場合における当該退職手当の基本額に相当する額(条例第5条の2の規定を適用しない額とする。)</u> との差額、 <u>条例第6条の4の規定による退職手当の調整額に相当する額、条例第9条の規定による予告を受けない退職者の退職手当に相当する額及び条例第10条の規定による失業者の退職手当に相当する額を追加負担金として組合に納付しなければならない。</u>																																									
<table><tr><th colspan="2">該当条項</th><th colspan="2">該当条項</th></tr><tr><td>1</td><td><u>条例第3条、第4条、第5条第1項若しくは第2項、第6条の5又は第5条の5</u></td><td colspan="2"><u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>条例第5条の6</u></td><td colspan="2"><u>条例第5条の6(その者の都合により退職したとみなした場合に計算して得られる額)</u></td></tr></table>			該当条項		該当条項		1	<u>条例第3条、第4条、第5条第1項若しくは第2項、第6条の5又は第5条の5</u>	<u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u>		2	<u>条例第5条の6</u>	<u>条例第5条の6(その者の都合により退職したとみなした場合に計算して得られる額)</u>		<table><tr><th colspan="2">該当条項</th><th colspan="2">該当条項</th></tr><tr><td>1</td><td><u>退職手当条例(以下この表において「条例」という。)第3条(傷病、死亡又はその者の都合により退職した者を除く。)</u></td><td colspan="2"><u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>条例第4条(傷病又は死亡により退職した者を除く。)</u></td><td colspan="2"><u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>条例第5条第1項(公務上の傷病又は死亡により退職した者を除く。)、第2項(傷病又は死亡により退職した者を除く。)、条例第5条の3(公務上の傷病又は死亡により退職した者を除く。)</u>又は<u>条例第6条の5(公務上の傷病又は死亡により退職した者を除く。)</u></td><td colspan="2"><u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>条例第5条の5</u></td><td colspan="2"><u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>条例第5条の6(その者の都合により退職した者、傷病又は死亡(公務上の傷病又は死亡を含む。))により退職した者を除く。)</u></td><td colspan="2"><u>条例第5条の6(その者の都合により退職したとみなした場合に計算して得られる額)</u></td></tr></table>			該当条項		該当条項		1	<u>退職手当条例(以下この表において「条例」という。)第3条(傷病、死亡又はその者の都合により退職した者を除く。)</u>	<u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u>		2	<u>条例第4条(傷病又は死亡により退職した者を除く。)</u>	<u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u>		3	<u>条例第5条第1項(公務上の傷病又は死亡により退職した者を除く。)、第2項(傷病又は死亡により退職した者を除く。)、条例第5条の3(公務上の傷病又は死亡により退職した者を除く。)</u> 又は <u>条例第6条の5(公務上の傷病又は死亡により退職した者を除く。)</u>	<u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u>		4	<u>条例第5条の5</u>	<u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u>		5	<u>条例第5条の6(その者の都合により退職した者、傷病又は死亡(公務上の傷病又は死亡を含む。))により退職した者を除く。)</u>	<u>条例第5条の6(その者の都合により退職したとみなした場合に計算して得られる額)</u>	
該当条項		該当条項																																							
1	<u>条例第3条、第4条、第5条第1項若しくは第2項、第6条の5又は第5条の5</u>	<u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u>																																							
2	<u>条例第5条の6</u>	<u>条例第5条の6(その者の都合により退職したとみなした場合に計算して得られる額)</u>																																							
該当条項		該当条項																																							
1	<u>退職手当条例(以下この表において「条例」という。)第3条(傷病、死亡又はその者の都合により退職した者を除く。)</u>	<u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u>																																							
2	<u>条例第4条(傷病又は死亡により退職した者を除く。)</u>	<u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u>																																							
3	<u>条例第5条第1項(公務上の傷病又は死亡により退職した者を除く。)、第2項(傷病又は死亡により退職した者を除く。)、条例第5条の3(公務上の傷病又は死亡により退職した者を除く。)</u> 又は <u>条例第6条の5(公務上の傷病又は死亡により退職した者を除く。)</u>	<u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u>																																							
4	<u>条例第5条の5</u>	<u>条例第3条(その者の都合による退職に限る。)</u>																																							
5	<u>条例第5条の6(その者の都合により退職した者、傷病又は死亡(公務上の傷病又は死亡を含む。))により退職した者を除く。)</u>	<u>条例第5条の6(その者の都合により退職したとみなした場合に計算して得られる額)</u>																																							
2 前項に定めるもののほか、退職した者に対する退職手当の額が、次の各号に掲げる給料月額を基			2 <u>組合市町村は、前項に定めるもののほか、退職</u> <u>手当条例第3条(傷病、死亡又はその者の都合に</u>																																						

<新旧対照表>

新	旧
礎として計算して得た額を超えるときは、その超える額に相当する額を追加負担金として組合に納付しなければならない。 (1) <u>職員のうち給料表の適用を受ける職員にあっては、退職の日の1年前の号給（在職期間が1年未満の者又は退職の日の1年前に職員以外の者であるときは、退職の日の直近において職員となった日の号給）より4号給上位（退職前1年以内の昇格又は初任給基準を異にする異動（以下「昇格等」という。）については、昇格等の直前の号給の給料月額を基準額として、昇格等により受けることとなった職務の級における当該基準額の同額又は直近上位の額を同一号給の給料月額とし、当該月額から上方に数えるものとする。ただし、人事院規則9－8初任給、昇格、昇給等の基準（昭和44年人事院規則9－8）第23条第1項の規定に準じた昇格については、昇格等の直前に受けていた号給に対応する昇格後の号給から上方に数えるものとする。）の退職の日に受けていた職務の級における号給の給料月額</u> (2) 略 （退職手当条例第7条第6項の規定の適用を受ける者に対する退職手当に係る追加負担金） 第4条 組合市町村は、退職手当条例第7条第6項の規定により職員以外の地方公務員等としての在職期間を有する者が<u>退職手当条例第19条の規定に該当することなく退職し、退職手当を支給された場合は、その者の職員以外の地方公務員等としての在職期間（職員としての在職期間（第9条第2項又は第3項の規定により普通負担金に相当する額を還付又は納付した組合市町村における脱退するまでの期間を除く。）を地方公務員</u>	<u>より退職した場合に限る。）</u>、第4条（傷病又は死亡により退職した場合に限る。）又は第5条第1項（公務上の傷病又は死亡により退職した場合に限る。）、同条第2項（死亡又は通勤による傷病により退職した場合に限る。）若しくは第5条の6（その者の都合により退職した場合及び傷病又は死亡（公務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合に限る。）若しくは第5条の7の規定に該当して退職した者に対する退職手当の額が、次の各号に掲げる給料月額を基礎として計算して得た額を超えるときは、その超える額に相当する額を追加負担金として組合に納付しなければならない。 (1) <u>一般職の職員のうち給料表の適用を受ける職員にあっては、退職の日の1年前の号給より4号給（退職の日における号給と退職の日の1年前の号給を比較する場合において、退職前1年以内に昇格又は初任給基準を異にする異動（以下「昇格等」という。）のあった者のその昇格等により受けることとなった号給の給料月額（昇格等の直前の号給の給料月額と同額若しくは直近上位の給料月額をいう。）が昇格等の直前の号給の給料月額の4号給上位の号給の給料月額と同額若しくはそれを超える額であるときは、4号給昇給とみなす。）上位の号給の給料月額</u> (2) 略 3 <u>第1項に規定する表の右欄に掲げる退職手当に相当する額について、前項の規定を準用する。</u> （退職手当条例第7条第6項の規定の適用を受ける者に対する退職手当に係る追加負担金） 第4条 組合市町村は、退職手当条例第7条第6項の規定により職員以外の地方公務員等としての在職期間を有する者が<u>同条例第19条の規定に該当することなく退職し、退職手当を支給された場合は、その者の職員以外の地方公務員等としての在職期間に対応する退職手当の額に相当する額（その者が職員となったときに、前の地方公共団体等で支給を受けたと仮定した場合の退職手当の額に相当する額とする。）を追加負担金とし</u>

<新旧対照表>

新	旧
<u>法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に勤務しなかった期間における退職手当条例第7条第5項の規定の例により除算する。）に対応する退職手当の基本額に相当する額（その者が職員となった前日に退職手当条例第3条第2項の規定に該当する退職をしたとみなした場合における当該退職手当の基本額に相当する額とする。ただし、退職手当条例第5条の2の規定を適用しない額とする。）を追加負担金として組合に納付しなければならない。ただし、当該組合市町村の設立した地方独立行政法人の職員としての在職期間のみを有する場合は、この限りでない。</u>	て組合に納付しなければならない。ただし、当該組合市町村の設立した地方独立行政法人の職員としての在職期間のみを有する場合は、この限りでない。
2 略	2 略
第5条 略	第5条 略
	<u>（事前納付金）</u> <u>第5条の2 組合市町村は、第3条、第4条及び第5条第2項の規定による追加負担金に充てるため、第2条第1項の規定の例により計算して得た額を事前納付金として組合に納付しなければならない。この場合において、第2条第1項中「総額」とあるのは、「総額（特別職の職員等に支給される給料月額を除く。）」と、「組合の議会の議決した率」とあるのは、「1,000分の20（組合市町村の申し出があったときは、当該市町村の申し出に基づき1,000分の10から1,000分の70の範囲内で組合長が定める率）」と読み替えるものとする。</u>
（負担金の納期等）	（負担金の納期等）
第6条 第2条の規定による普通負担金は、4月から7月までの<u>普通負担金</u>は7月31日までに、8月から11月までの<u>普通負担金</u>は11月30日までに、12月から3月までの<u>普通負担金</u>は3月29日までに組合に納付しなければならない。	第6条 第2条の規定による普通負担金及び第5条の2の規定による事前納付金（以下「<u>普通負担金等</u>」という。）は、4月から7月までの<u>普通負担金等</u>は7月31日までに、8月から11月までの<u>普通負担金等</u>は11月30日までに、12月から3月までの<u>普通負担金等</u>は3月29日までに組合に納付しなければならない。
2 <u>第3条及び第4条の規定による追加負担金は、当該追加負担金の算定に係る退職手当の支給された年度（出納閉鎖期日までに支給したものを含む。）の翌年度の11月30日までに組合に納付しなければならない。</u>	2 <u>第3条及び第4条の規定による追加負担金のうち特別職の職員等であった者に対する退職手当に係る追加負担金（以下「<u>特別職の追加負担金</u>」という。）は、当該追加負担金の算定に係る退職手当の支給された月の翌月の5日までに組合に納付しなければならない。</u>
3 略	3 略
4 前3項の規定による<u>普通負担金</u>、追加負担金及び引継負担金が納期限までに納付されないとき	4 前3項の規定による<u>普通負担金等</u>、追加負担金及び引継負担金が納期限までに納付されないとき

<新旧対照表>

新	旧
は、組合は、組合市町村に対し更に期限を指定して納付を督促するものとする。組合市町村は、督促の指定期限を過ぎてもなお納付しないときは、前3項の納期限にさかのぼりその翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を加えて組合に納付しなければならない。 5から8まで 略 （負担金の納期の特例） <u>第7条</u> 組合市町村は、退職手当条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間のうち第2条及び前条第1項の規定による普通負担金を納付しない期間（以下「未納月数」という。）を有する職員があるときは、当該未納月数に応ずる負担金を普通負担金として納付しなければならない。	きは、組合は、組合市町村に対し更に期限を指定して納付を督促するものとする。組合市町村は、督促の指定期限を過ぎてもなお納付しないときは、前3項の納期限にさかのぼりその翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を加えて組合に納付しなければならない。 5から8まで 略 （事前納付金の清算） <u>第6条の2</u> <u>第3条、第4条及び第5条第2項の規定による追加負担金（特別職の追加負担金を除く。）の納付は、第5条の2の規定により納付された事前納付金との清算により行うものとする。この場合において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、その超える額を清算還付金として組合から組合市町村に還付するものとし、又は第2号に掲げる額が第1号に掲げる額を超えるときは、その超える額を清算納付金として組合市町村は組合に納付しなければならない。</u> <u>(1) 別に定める期間内における事前納付金の総額</u> <u>(2) 前号の期間内において退職した者に対する退職手当に係る追加負担金（特別職の追加負担金を除く。）の総額</u> <u>2 前項の規定による清算還付金の還付又は清算納付金の納付は、同項第1号の規定による期間の翌年度の9月末日までに行わなければならない。ただし、退職手当債の発行その他の理由により組合長が特に認めたときは、組合長が定めた期間による清算還付金の還付又は清算納付金の納付を組合長が指定する期限までに行うことができる。</u> <u>3 前項の規定により清算納付金が納期限までに納付されないときは、第6条第4項の規定を準用する。この場合において、「負担金」とあるのは、「清算納付金」と読み替えるものとする。</u> （負担金の納期の特例） <u>第6条の3</u> 組合市町村は、退職手当条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間のうち第2条及び第6条第1項の規定による普通負担金を納付しない期間（以下「未納月数」という。）を有する職員があるときは、当該未納月数に応ずる負担金を普通負担金として納付しなければならない。

<新旧対照表>

新	旧
2 略 <u>第8条</u> 略 <u>第9条</u> 略 <u>第10条</u> 略 <u>第11条</u> 略 <u>第12条</u> 略 <u>第13条</u> 略 附 則 1 から 8 まで 略 <u>(一般職の普通負担金に係る特例)</u> <u>9 令和5年4月1日から令和15年3月31日</u> <u>までの間、第2条の規定による普通負担金のうち</u> <u>一般職の普通負担金については、当該期間の負担</u> <u>率に係る普通負担金の額に100分の50を乗</u> <u>じて得た額とする。</u>	2 略 <u>第6条の4</u> 略 <u>第7条</u> 略 <u>第8条</u> 略 <u>第9条</u> 略 <u>第10条</u> 略 <u>第11条</u> 略 附 則 1 から 8 まで 略